

令和7年12月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年12月5日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和7年12月5日(金) 午前 9時00分
閉 会 日 時	令和7年12月5日(金) 午前 9時47分
委 員 長	川 崎 葉 子
委員会出席委員	
委 員 長	川 崎 葉 子
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	金澤孝太郎 金子雄一 矢島洋文 小泉晋史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第104号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 藤崎 秀也

市長政策室副室長 小川 裕子

市長政策室長参事兼

秘書課長 中山 浩一

総合政策課長 吉野 智和

(総務部)

総務部長 関根 正

総務部副部長 中根 哲

総務部参事兼

契約検査課長 小倉 英樹

総務部参事兼

やさしさ支援課長 高橋 和久

職員課長 小林 健介

ICT推進課長 松本 康治

総務課副参事 藤平 健司

(財務部)

財務部長 鈴木 誠司

財務部副部長 原口 佳之

財務部参事兼

財政課長 富田 真久

資産管理課長 秋元 宏康

税務課長 野口 豊和

収税対策課長 川又 敦子

資産管理課副参事 山岸 晃

会計管理者 矢澤 欣子

参事兼会計課長 佐々木 志万子

監査委員事務局長 服部 和代

吹上支所長 戸ヶ崎 徹

川里支所長 山縣 一公

書記 國島 清文

書記 大谷 直樹

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と金子雄一委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分の議案1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

また、質疑については、内容をよく整理をしていただき、補正予算書のページ数と事業名等を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金澤) 今お話しいただきまして、それでは議案第104号、令和7年度一般会計補正予算(第6号)について質問をいたしますが、まず繰越明許の件でございますが、今回総務費として戸籍住民基本台帳の事業が追加というふうになったわけですが、この追加した理由云々はお示しできますか。

(財務部参事兼財政課長) 先ほどのご説明で申し上げましたとおり、こちらの繰越明許費につきましては、市民環境常任委員会への付託案件になってございまして、申し訳ございません。

(金澤) 失礼しました。説明の中で、11ページに県重点政策連動事業補助金ということで、説明ではSDGs事業への補助ということで160万あったのですが、このSDGsの事業の具体的にどのようなものに使ったのか、その辺だけお示しできますか。

(総合政策課長) お答えをいたします。

今回県のふるさと創造資金への申請には、世界に羽ばたくこうのとりのSDGs推進事業という形で補助金の申請をしております。内容としましては大きく2つに分かれまして、地方創生SDGs発信事業、市の鳥コウノトリの制定ということで出しております。具体的には、地方創生SDGs発信事業としては、コウノトリをシンボルとするSDGsの推進を発信するための体験ブース等の制作をいたしまして、大阪・関西万博の地方創生SDGsフェスへの出展等で活用させていただいております。また、市の鳥コウノトリの制定に関しましては、10月に制定させていただきましたけれども、コウノトリ野生復帰センター天空の里のパンフレットの作成やPRするための動画の作成等を補助金を活用させていただいております。

以上です。

(金澤) 今動画等の作成をしたということですが、市民の反響はいかがですか。

(総合政策課長) 動画に関しましては、10月の27日から本市の公式YouTubeチャンネルやにぎわい交流館のこのすのコミュニティービジョン等で放映を開始させていただいたところでございます。こちらについては、特段現時点では市民から総合政策課のほうにお問合せ、ご連絡等は入っておりませんが、引き続き市民の皆さんに見ていただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

(金澤) 次に、歳出の15ページの資産管理で本庁舎の維持管理事業で、今回は光熱水費が上がりましたということで補正でございしますが、この

光熱水費の中のどの部分、例えば電気とかあると思うので、水道とか、どの辺がアップしたのか。

(資産管理課長) 予算上では光熱水費となっているのですけれども、主に、主にではなくて、電気料金とガス料金、こちらについての不足が見込まれるということで補正に上げさせていただきました。

以上です。

(金澤) 物価高騰等でいろんな影響が出ていて、電気とかガス等もアップしているという状況なのですが、例えば電気に絞った場合に、本庁というか、この本庁舎、いわゆる市の施設の中で電気料の、電気料でも販売云々がいろいろ会社があるわけなのですが、その辺の比較というのはなさっているのか。一般企業ですと、いろんなところから電気料の料金を、予算的なものを確認して決めているということがあるのだけれども、本市の場合はそういうものはやっているのか、やっていないのか、確認をしたい。

(資産管理課長) たしか平成24年ぐらいだったかと思うのですけれども、電力の自由化がされたと思います。このときに鴻巣市役所のほうも単価のほうの検討をいたしまして、今電力を買っているのは東電ではなくて、ミツウロコという会社から買っております。これは、やはり東電より安く電力を買えるということで、ミツウロコから購入するという形を取っておりまして、それ以降現在に至っているという形です。

(金澤) 今答弁で、東京電力ではなくて、ほかの企業で購入しているということなのですが、この物価の高騰云々で、そういう電力会社も変わってきているのだよね、金額的には。その辺の調整というか、チェックというか、その辺はなさっているのですか。

(資産管理課長) 東電との比較というのはしておりまして、東京電力から買うよりは、今の段階でも1キロワットアワー当たり0.03円安く買えるというのは把握はしているのですけれども、またほかの会社からも購入は可能かと思うのですけれども、それについては最近やっているかというのと、ちょっとそこは分からないそうなので、今後またほかの会社との比較はしていくべきかなというふうには考えます。

以上です。

（金澤）大型の商業施設云々では電気量等の使用がかなり増えるので、その辺の経費の削減ということで、非常にいろんな販売会社から金額等の提示を受けて、常時決めているということなのだけれども、今の答弁だと、そこの安い先からということで、そこの継続契約をしているような感じなのですが、やはり経費の圧縮ということであれば、そういう電気だけではなくて、ガスとかというところも販売的などところで比較検討してチェックすべきと。また、他市はどういう状況で、どこを使っているのかということも参考にして、これからお決めになったほうが、来年度予算等で当然光熱費の負担というのはアップということで予算化すると思えますけれども、その辺の検討というのは必要だと思いますが、いかがですか。

（資産管理課長）今後の課題とさせていただいて、費用の削減に努めたいと思います。

以上です。

（矢島）それでは、議案第104号についてお伺いします。ページは13ページです。最上段の財政調整基金繰入金についてお伺いをいたします。ちょっと詳細についてお伺いしたいものですから、まず初めに、財政調整基金について、一般論として、この財調の財務会計上の例えば役割ですとか、性格、そしてその必要性についてお伺いします。

（財務部参事兼財政課長）財政調整基金でございますが、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整し、市財政の健全な運営に資するために設けられている基金となっております。地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により臨時の支出を余儀なくされたりすることから、財政調整基金はそれに備えて持っておかなければならない、言わば市の貯金というべきものでございまして、必要不可欠な基金であると考えております。

以上です。

（矢島）この基金の用途についてですが、地方財政法の中である程度限定列挙されて、非常に用途が限られていると思うのですが、本市

において、この財政調整基金の使途の具体的な例、もし分かれば、金額の大きい例を5点挙げて、その金額と内容についてお伺いをいたします。

(財務部参事兼財政課長) 矢島委員今ご質問のとおり、財政調整基金の取崩しにつきましては、地方財政法第4条の4の規定により制限されておりますが、本市におきましては、歳出予算額に対して可能な限り充当財源を見込んで、財源が不足する場合に取崩しを行っている状況です。過去5年間の補正予算の中で財政調整基金の繰入額が大きかった例を5つ順番に申し上げますと、一番金額が大きかった例としましては、令和5年度の一般会計補正予算(第5号)におきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰生活者支援給付金や水道使用料の減免などの物価高騰対策に係る事業実施のための補正を行いまして、6億4,000万円を繰り入れております。

2番目、3番目が同額になるのですが、同じく令和5年度一般会計補正予算の第4号におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金の独り親世帯分及びその他世帯分の支給に係る事業、また同年の第9号におきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰生活者追加支援給付金や空・花クーポン券2024などの物価高騰対策に係る事業実施などのために補正を行いまして、それぞれ4億2,000万円を繰り入れております。

4番目としまして、令和2年度の一般会計補正予算(第1号)におきまして、特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金の支給に係る事業実施などのために補正を行いまして、3億9,000万円を繰り入れております。

最後、5番目としまして、令和4年度一般会計補正予算(第1号)におきまして、プレミアム付商品券支援事業やこのすげんき応援隊クーポン事業実施などのために補正を行いまして、3億6,000万円を繰り入れたという状況でございます。

以上です。

(矢島) 今5つ挙げてもらいましたが、この5つが、地方財政法の中で使途が限られているわけですがけれども、どれに該当するのかというのをご答弁いただきます。

(財務部参事兼財政課長) 地方財政法の第4条の4におきましては、その用途としまして、財源不足の穴埋め、災害、緊急に必要な公共事業ですとか、あとは財産取得、あと地方債の繰上償還の際に繰り入れるということで限定されておまして、先ほど申し上げました基金の繰入れにつきましては、いずれも物価高騰対策ですとか、コロナ対策によるものでございますので、この中の位置づけとしましては、一種の災害というべきもの、また緊急に必要なものということで、また財源不足の穴埋めと、いろんな複合的な理由でもっての繰入れというふうに考えております。

以上です。

(矢島) 取り崩す際に地方財政法で掲げられているどれに該当するのかというのは明確にはせず、今のお話ですと複合的ということだったのですけれども、実際に複合的かもしれないけれども、どれに当てはまるのかというのは、あまり限定はする必要はないのでしょうか、実務上。

(財務部参事兼財政課長) 当初予算ですとか、補正予算を組む際に財政調整基金を繰り入れるに当たりましては、その内容については予算編成の中で、その用途として検討させていただいております。実際本市の場合ですと、財政調整基金を繰り入れるケースとしましては、ほぼ財源不足を補うものという目的でやっております、先ほどのコロナ関係、物価高騰関係で繰り入れた事例以外ですと、基本的にはこういった用途と挙げられている事業に、この事業に対して基金を繰り入れるのだというケースがほぼ今まで事例がございませんでして、基本的には財源不足の穴埋めとしての活用というのが中心となっている状況です。

以上です。

(矢島) 想像するに、全てが財源不足の穴埋めなのではないかなというような気がします。財源不足がなければ取り崩す必要ないわけなので、そういう中でどれに該当するのか、災害なのか、緊急に必要な公共事業なのか、財産の取得なのか、地方債の繰上償還なのかというのは、はっきりと理由というのは明示する必要があるのではないかと思います、見解を伺います。

(財務部参事兼財政課長) 今後そういった地方財政法で規定する事由により繰り入れるような場合には、予算の説明の中で、こういった事由によって繰り入れますということでご説明をさせていただければと考えております。通常の財源不足の穴埋めという部分では、この事業にというところが特にございませんことから、ちょっとこの事業とひもづけというのは難しいところですが、今後もしそういう事案が発生した場合には、こういったご説明をする中で、こういった事由でということでご説明させていただきたいと考えております。

以上です。

(矢島) 次に、本市の具体的な積立基準というのはあるのでしょうか。例えば翌年度繰越金についての何%を積み立てるとか、例えばオートマチックにこうするのですよというようなルール、積立ての基準というのがあったらお聞かせください。

(財務部参事兼財政課長) 本市における財政調整基金の積立基準につきましては、鴻巣市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の第2条におきまして、基金として積み立てる額は毎年度予算で定める額とされておりますけれども、具体的な金額については特段の定めはございません。この基金は、年度間の財源の不均衡を調整するために設置されているという趣旨からも、各年度の決算におきまして、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額を翌年度の予算の繰越金に計上した際に繰入れを予定していた財政調整基金の積み戻しをしても、それでも余剰がある場合には積立てを行うということで運用を行っております。

以上です。

(矢島) 財政調整基金残高の目標金額というのを定めていると思ひまして、これまでのいろんな質疑の中でも表明をしています。本市としては、残高をこのくらいの目標を持っているということは何度も表明をしていると思ひますが、改めて伺いますけれども、今現在この残高の目標金額というのは幾らなのでしょう。

(財務部参事兼財政課長) 基金残高の目標金額でございますが、一般的

に適正規模とされております標準財政規模の5%から10%を目安に基金残高を維持できるように努めているところでございますが、令和8年度、来年度の予算編成方針におきましては、令和8年度末の基金残高の目標値といたしまして、令和元年度から令和5年度までの年度末残高の平均値となりますが、30億円という金額を設定してございます。

以上です。

(矢島) 今答弁がありましたとおり、5%から10%というのが標準的な基金残高だということだったのですが、諸説ありまして、例えば10%から20%という説も、かなりの自治体でそれを根拠に基金というものを計画的に積み立てているところもあるのですけれども、なぜ本市はこの5%から10%のほうを採用しているのか。10%から20%ではなくて、5%から10%のほうを採用しているのか、その根拠について伺います。

(財務部参事兼財政課長) 基金残高の適正規模を5%から10%としている根拠につきましては、明文化された根拠的なものが特にございませんでして、いろいろ過去の事例を確認した限りでは、財政非常事態宣言をしました平成20年度末時点の残高の標準財政規模に対する割合が3.9%であったことを受けまして、その当時に当面の目標として、一般的に適正な規模とされる5%から10%に設定したものだと思われまして、それが現在もそのまま継承しているという状況でございます。

以上です。

(矢島) 標準財政規模の5%から10%ということで、本市の場合も5年間で平均してということですからけれども、そうであれば毎年、毎年見直しというのは必要ないのでしょうか。やっぱり過去5年間の平均になるのでしょうか。それとも、今後5年間の見込みという考えはないのでしょうか、伺います。

(財務部参事兼財政課長) 残高金額の目標につきましては、まずは一般的に適正とされる5%から10%を維持するというのを目標にやっておるのですけれども、その金額設定につきましては、現在の第6次鴻巣市総合振興計画の後期基本計画におきましても、令和8年度の目標値として10%という割合を設定してございます。実際現在、令和6年度決算にお

きますこの割合につきましては、今12.1%となっております、若干上回っている状況でございますが、今後いろいろ扶助費の増加ですとか、あと大型建設事業もこれから進んでまいりますので、財政調整基金の残高を確保というのは非常に厳しくなってくるものと考えておりました、現状としましては、まずは10%の線を維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

(矢島) 次に、一般論として先ほど財調の役割等々のお話しいただいたのですけれども、その中で、私が知る限りでは、よくこの財政調整基金等はという話の中で出てくるのが、財源に余裕のある年度に積み立てておくものだということによく言われていると思うのですけれども、それについて反論があればしていただきたいのですけれども、よく言われていると私は思っているのですけれども、であるとすれば、昨今非常に税収が予想より伸びているのが事実だと思うのです。では、こういうふうに税収が予想よりも伸びた場合に、その伸びた額というものを積み立てるといようなことは考えないのか伺います。

(財務部参事兼財政課長) 市税収入などが予想以上に伸びまして、財源に余裕が生じた場合の対応といたしましては、現状の本市の運営の状況としましては、歳入予算額を上回った市税収入につきましては、決算時に収入超過分として繰越金の中に今含まれて計上されてまいります。それに伴いまして、例年9月定例会における補正予算において計上している状況でございます。その補正予算におきまして、全体の歳入歳出の予算に対する財源調整を行った結果、余剰分があった場合には、先ほど申し上げましたように、当初予算で計上していた財政調整基金の繰入金を減額する形で基金への積み戻しを行っておりますが、間接的ではございますが、予想を上回った市税収入の一部は基金に積み立てているといようなことになるかと考えております。

以上です。

(矢島) そうなのですね。全体を見て調整をしているというのはよく理解もできる部分もあるのですけれども、それだとなかなか貯金というの

はたまらないのかなって、そういう中で先ほど申し上げましたとおり、ピンポイントで税収が予想より伸びたら、その伸びた分をダイレクトに基金に積み立てるといような、ある意味強制的にすることによって、一般の家庭でいえば、余地金額を増やすといようなことは考えないのか伺います。

（財務部参事兼財政課長）基金残高の維持というのは非常に重要なことでございますので、そういった税収を含め財源に余裕があった場合には、基本的には積み立てていきたいというふうに考えているところです。市税収入について申し上げますと、市税収入の調定額につきましては、年間を通じて変動しております、収納率なども関係してまいりますことから、年度途中での補正というのは難しい状況でありますけれども、年度末になってみて、当初予算と歳入見込額の乖離が大きいような場合には、例えばですけれども、年度末の3月定例会などで補正予算に増額補正を計上するなどして、ただその際に3月補正で歳入のいろいろな要求があった場合には、その辺との財源調整で、その余剰分がその財源に充てられてしまう場合もあるかと思いますが、それでもなお余裕がある場合には、基本的にはもう積立てのほうに回すというふうに考えております。以上です。

（矢島）では、少し国との関係について伺いますが、財政調整基金積立額が例えば大き過ぎといのはあるのかということ。あまりにも積立金額が大きい場合については、その自治体については財政力に余裕があるのではないかと国がみなすことから、安易に国からの支援は行わないほうがいいのではないかという説もあるように思います。このことに対する本市の見解といのは、どういったものがあるのか伺います。

（財務部参事兼財政課長）財政調整基金の積立額につきましては、法的に上限額ですとか、下限額については定められておりませんので、他自治体も含めいろいろ確認した限りでは、財政調整基金の残高が多いことを理由として、国や県から何らかの措置があるといのはないものというふうに考えております。財政調整基金の趣旨を踏まえ、標準財政規模に対して過剰な積立といのはやはり適切ではないと思われま

すので、社会経済の動向や、他自治体の状況を見ながら、適切な残高規模を維持していきたいと考えております。

（矢島）どこまでが過剰かって非常に微妙なラインはラインなのですが、けれども、先ほど自治体の状況を調べたということなのですが、調べた中で積立金額が大きい自治体について、もし名前が挙げられれば名前を挙げて、何%ぐらいなのかということをお聞かせください。

（財務部参事兼財政課長）こちら令和5年度決算の状況になってしまうのですが、上位3団体申し上げますと、一番多いのが深谷市さんで、標準財政規模に対する残高割合としましては51.7%ございます。2番目が熊谷市さんになりますが、こちらが28.2%、3番目が本庄市さんになりまして、26.6%となります。ご参考までに、本市が12.5%ということで、県内40市中27番目となっております。

以上です。

（矢島）51.7%は驚きの数字なのですが、それだけ多額の積立金があることに対して、地方交付税に影響はするのか、しないのか、最後にお伺いいたします。

（財務部参事兼財政課長）基金残高につきましては、普通交付税や特別交付税の交付額の算定に当たりましては特に考慮されておられませんので、直接的な影響はないものと考えております。

以上です。

（金澤）すみません。私一度質問しているのですが、追加で質問していいですか。

（委員長）どうぞ。

（金澤）11ページの総務管理費の県重点政策連動事業補助金、ご説明ではSDGsの事業の補助に使ったという形でいいのですが、基本的にこの連動型事業というもの、これは埼玉県のほうでこういう重点事業を行いますよ、それはいろんな項目がありますと。大体その予算枠は幾らですよというものが1つ、もう一つは本市のほうでこういう施策をしたい、これの中で県のほうが出している重点政策の中にそれがマッチングできれば、県のほうにそれを申請するという、どういうやり方な

のか、その辺をちょっとお示ししてもらいたい。

（総合政策課長）お答えいたします。

今回の県の重点政策連動事業補助金、ふるさと創造資金につきましては、幾つか区分がございますけれども、今回本市のほうで申請した県政策連動型事業というのが、県の重要課題の解決に向けた取組を支援するという事で、現在は大きく4つほど示されております。そのうちの一つが埼玉版SDGs推進事業という形になっておりまして、本市のSDGsの推進、また埼玉県もSDGsを進めると、こういった事業の方向性が合致しているということで、今回ふるさと創造資金の県重点政策連動事業に採用されておりまして、こちらの申請をしたものでございます。こちらにつきましては、県の要綱等でどの県の事業に対して重点として取り上げるのかというのが県から示されますので、そちらと本市の取組が方向性が合致した場合に申請ができるもの捉えておりますので、また引き続き本市が進めたいというふうに考えているものとマッチした場合には、補助金の活用をしてまいりたいと考えております。

以上です。

（金澤）そうすると、今のお話ですと、埼玉県のほうの重点施策はこうですよと6項目ぐらいあったという形なのだけれども、これを県のほうを示すのはいつ頃なのですか。

（総合政策課長）こちらにつきましては、今現在の要綱の中では4点ほど示されてございまして、1点目が埼玉版SDGs推進事業、2点目が高齢者の健康と活躍・少子化対策に関する事業、3点目が共生社会の実現に関する事業、4点目が水辺deベンチャーチャレンジ等に関する事業ということで出されております。基本的には、こちらが毎年継続されている形で示されておりますので、こちらについて確認をしている状況でございます。

（金澤）そうしますと、本市の場合の執行部で来年度こういう事業をやるという形で取組で考えていくとなると、今県のほうに示していただいたものがマッチングできれば、そちらのほうに手を挙げるというか、申請するというか、そういう形で考えていいのですか。

(総合政策課長) 委員ご指摘のとおり、県のほうで示されているものと、来年度予算、今現在調整をしておるところですけれども、そちらの予算の事業の方向性がマッチングした場合に申請をしてみたいと考えております。

(金澤) そうしますと、県のほうでもこの事業について予算が当然あるだろうけれども、本市の場合でこういう事業をやろうとしたときに、その事業費の何割とかがあってあるのですか。

(総合政策課長) 県の補助金の内容によって変わってまいりますのですけれども、今回の本市が活用いたします県重点政策連動事業につきましては、ソフト事業については、本市においては事業費の3分の2、ハードについては2分の1以内という形で県のほうで示されてございまして、今回の160万円につきましても、ソフト事業ということで3分の2の補助金の充当を申請しておるところでございます。

(金澤) 15ページに、これの県重点政策連動補助金の、一般財源から県のほうに変わったという形で書いてあるのだけれども、そこにはシティプロモーション推進事業、それとSDGsの推進事業という形で書いてあるのだけれども、本市の場合で今までこういう推進事業のほうを取り組んだという実績というのかな、その辺はどのぐらいあるのですか。

(総合政策課長) こちら直近では、昨年度、令和6年度に鴻巣市のSDGs推進事業ということで、同様の県重点政策連動型事業ということで補助金の活用をさせていただいております。

以上です。

(金澤) シティプロモーション推進事業というのは、これはなかったのですか。

(総合政策課長) 今回財源内訳更正でシティプロモーション推進事業を挙げさせていただいておりますのは、こちらの予算の中で、先ほど申し上げた市の鳥コウノトリの制定に係る動画の作成や啓発品の作成等をこの事務事業の予算の中で実施しておるところで、今回補助金を充当させていただいているところでございます。

以上です。

(金澤) 最後の質問ですけれども、では来年度、この連動型事業でどう
いうものやろうか、本市のほうは考えているのですか。

(総合政策課長) 今いろいろと予算のほうを詰めておるところでして、
まだ具体的なところは申し上げられないのですけれども、県重点政策連
動事業ですと補助率等も高いというところもございまして、可能な限り
こういった補助金を活用する方向で進めてまいりたいと考えておりま
す。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委
員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員
の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、所管事務調査についてお諮りいたします。

S D G s 未来都市の本市の現状及び今後の方向性に係る調査及び研究に
ついて、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ご
ざいませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、SDGs 未来都市の本市の現状及び今後の方向性に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件とすることに決定しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 9 時 4 7 分)